

地方分権改革の推進と地方税財源の充実強化 に関する共同アピール

真の地方分権を確立するためには、国と地方の役割分担の根本的な見直しを行った上で、その役割分担に応じた事務・権限及び税財源の再配分を一体的に行うことによって地方の自治体経営における自主性、自立性を高めることが不可欠である。

しかしながら、現在政府の地方分権改革推進委員会で進められている第二期地方分権改革に係る議論においては、依然として、地方分権改革に対する国の消極的姿勢が顕著であり、その実現へ向けた道のりは、極めて厳しいと言わざるを得ない。

こうした中で、今回の改革を確実に進展させるためには、地方として一致結束し、地方の意見が十分に反映された真の地方分権の実現に向け、より一層努力することが必要である。

国においては、地方分権改革の意義や地方分権改革推進法に定める基本理念を十分に認識し、途半ばにある地方分権改革について、次の事項を一体的に推進し、かつ早期に実現するよう、岡山・鳥取両県として強く要望する。

1 新分権一括法に向けた国と地方の役割分担の見直し

地方分権改革推進委員会の第1次勧告で示された国と地方の役割分担の基本的な考え方に基づき、重点行政分野の抜本的な見直しや、基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大など、真に地方分権の理念に沿った大胆かつ着実な改革を進めること。

特に、一般国道及び一級河川の直轄区間の移管については、第1次勧告に沿って、必要な整備・管理水準を確保するための財源・人材・資機材等に関して、税源移譲など恒久的な財源措置の検討も含めて、適切な措置を講じた上で都道府県への移管を進めること。

2 国の出先機関の抜本的な見直し

国の出先機関の見直しについては、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡略化に資するものであり、第二期地方分権改革において最も重要なテーマの一つである。

真の地方分権改革を推進し、また国が国本来の役割に専念するためにも、権限移譲と財源措置を一体的に行うことを前提として、ハローワークなどの労働行政、地域産業の振興など、住民に身近な行政事務は、国から地方への移譲を大胆に進めるなど、国の出先機関の抜本的な見直しを行うこと。

3 国庫補助負担金及び直轄事業負担金の見直し

地方の自己決定、自己責任の原則を確立するため、国による関与、義務付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の廃止を積極的に進めること。その際、国庫補助負担金の廃止は、地方分権の観点から、税財源移譲と一体的に行うべきであり、地方が自らの判断と責任で実施すべき事業については、その所要額すべてを税財源移譲に含め一般財源として措置すること。

また、直轄事業負担金は、自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理な制度であり、早急に見直し、原則廃止とするべきである。特に、維持管理費については、管理主体が負担すべきものであることから、即刻廃止すべきである。加えて、事業の採択・実施等に際しては、地方自治体が住民に対し説明責任を果たせるよう、国と地方が対等な立場で十分に協議し、地方の意見が反映できるよう、明確に制度化すべきであり、詳細な事業内容の説明と対象経費の詳細な内訳について早期に情報提供されるべきである。

なお、国直轄事業等の地方負担分の一部を補填するため、国の経済危機対策として地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）が創設されることとなったが、地方負担の軽減と地方経済の活性化に資する効果的な活用に十分な配慮をした柔軟な制度とすること。

4 地方交付税総額の復元・増額

地方交付税は、すべての地方公共団体において基本的な行政サービスを提供できるよう、地方税の地域間偏在を調整し、財源を保障するために必要不可欠な地方固有の財源であり、決して国の財政再建のために削減すべきではない。三位一体改革による不合理な削減分を復元し、地方財政計画への地方の財政需要の適切な積み上げなどを行うとともに、地方の借金の増加につながる臨時財政対策債の発行によることなく所要額を手当てすることにより、地方公共団体の自主的・自立的な行財政運営に支障が生じないように地方交付税総額を充実・確保すること。

また、雇用経済情勢をにらみながら、「地域雇用創出推進費」の平成22年度の拡充と平成23年度以降の継続を行うこと。

5 地方税源の充実強化と偏在是正

地方の役割、責任に見合った税源配分を目指し、国と地方の歳出比が、4：6であることを踏まえ、当面は国税と地方税の税源配分を5：5とする地方税源の充実強化を図ること。

また、今後、国において消費税の引き上げが実施される際には、地方消費税の引き上げも一体で実施されるべきであり、このことを通じて、地方税源の充実強化とともに、税源の偏在が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

平成21年4月23日

岡山県知事 石井 正弘

鳥取県知事 平井 伸治